

議案第 25 号

四條畷市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市事務分掌条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月1日 提出

四條畷市長 錢 谷 翔

提案理由

令和7年9月策定の新たな教育大綱の実行性や効率性、効果の広がりを見据え、四條畷市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例を制定のもと、教育委員会が行う事務の一部を市長部局で所掌するべく組織機構の見直しを行うため、本案を提案した。

四條畷市事務分掌条例の一部を改正する条例

四條畷市事務分掌条例（昭和 4 5 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中 「市民生活部
市民生活部
施設創生部
」 を 「市民生活部
地域協働部
施設創生部」 に改める。

第 2 条の表市民生活部の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 1 2 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

地域協働部

- (1) 自治振興及びコミュニティに関すること。
- (2) スポーツに関すること。(学校における体育に関するものを除く。)
- (3) 文化に関すること。(次号に掲げるものを除く。)
- (4) 文化財の保護に関すること。
- (5) 図書館、公民館その他の社会教育に関する教育機関に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 2 6 年条例第 7 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「四條畷市教育委員会指定管理者選定・評価委員会」を「四條畷市地域協働部指定管理者選定・評価委員会」に改める。

(四條畷市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

- 3 四條畷市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 1 7 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「又は教育委員会（以下「市長等」という。）」を削り、同条第 9 号中「市長等」を削る。

第 3 条各号列記以外の部分中「又は教育委員会規則」を削り、「市長等」を「市長」に改め、同条第 6 号中「市長等」を「市長」に改める。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分、同項第 5 号及び第 2 項、第 5 条、第 6 条、第 7 条第

1 項及び第 2 項第 8 号、第 8 条第 1 項各号列記の以外の部分、同項第 4 号及び同条第 2 項、第 9 条、第 10 条、第 11 条第 1 項並びに第 12 条から第 14 条まで中「市長等」を「市長」に改める。

第 16 条第 1 項の表中

「

区分	名称	担任する公の施設
市長の附属機関	四條畷市健康福祉部指定管理者選定・評価委員会	健康福祉部の所管する公の施設
教育委員会の附属機関	四條畷市教育委員会指定管理者選定・評価委員会	教育委員会の所管する公の施設

」

を

「

区分	名称	担任する公の施設
市長の附属機関	四條畷市地域協働部指定管理者選定・評価委員会	地域協働部の所管する公の施設
	四條畷市健康福祉部指定管理者選定・評価委員会	健康福祉部の所管する公の施設

」

に改め、同条第 2 項中「四條畷市健康福祉部指定管理者選定・評価委員会及び四條畷市教育委員会指定管理者選定・評価委員会」を「四條畷市地域協働部指定管理者選定・評価委員会及び四條畷市健康福祉部指定管理者選定・評価委員会」に、「市長等」を「市長」に改め、同条第 4 項中「市長等」を「市長」に改め、同条第 7 項中「又は教育委員会規則」を削る。

第 17 条中「市長等」を「市長」に改める。